

山 青 森 県 報

第千九百七十三号 平成十四年一月二十一日(月曜日)

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税 務 課) ……一
 - 木材業者の登録……………(林 政 課) ……一
 - 木材業者の登録の変更……………(同) ……二
 - 公有水面埋立ての免許……………(漁 港 漁 場 整 備 課) ……二
 - 海岸保全区域の指定の一部改正……………(港 湾 空 港 課) ……三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農 村 整 備 課) ……四
- 出 先 機 関
- 土地改良区の役員の住所変更……………(東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) ……五

告 示

示

青森県告示第十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	有限会社丸義商会	丹藤 義則	弘前市大字小比内四丁目二の一	平成九・七・一
変更後	山健商事株式会社	丹藤 昭文	弘前市大字小比内四丁目二の一	平成九・七・一
変更前	"	岸元 伸一 丹藤 昭文	"	三・四・一
変更後	"	丹藤 昭文	"	三・四・一
変更前	"	工藤 栄蔵 工藤 雅生	弘前市大字門外字村井五〇の一	三・六・三
変更後	"	工藤 栄蔵 工藤 雅生	弘前市大字門外字村井五〇の一	三・六・三

青森県告示第二十号

青森県木材業者登録条例(昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり木材業者の登録をしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

平成 一三・二・二四	登録 番号 一三三〇〇三	氏名 堀米 義夫	住所 八戸市城下四丁目一三〇二〇	営業所又は工場 堀米商店	所在地 住所に同じ	法人にあっては、 資本の額 (万円)	業務の態様 木材販売
---------------	--------------------	-------------	---------------------	-----------------	--------------	--------------------------	---------------

青森県告示第二十一号

青森県木材業者登録条例（昭和四十九年十二月青森県条例第五十六号）第八条第一項の規定により、次のとおり木材業者登録簿の記載事項について変更をしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村 守 男

平成 二・五・一	登録 番号 二二〇〇六	氏名 東興林業株式会社 代表取締役 鈴木 幸雄	住所 八戸市城下一丁目一八の三	変更に係る事項 代表者の変更及び住所番地誤登録の変更	変更の内容 変更前 八戸市城下一丁目一八の五 其田 守雄 変更後 八戸市城下一丁目一八の三 鈴木 幸雄	変更 年月日 平成 二三・三・七
-------------	-------------------	----------------------------------	--------------------	-------------------------------	---	---------------------------

青森県告示第二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

二 埋立区域

青森市長島一丁目一の一
青森県知事 木村守男

1 位置

下北郡大間町大字大間平五三池先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・六六八）及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 下手浜港東防波堤灯台（北緯四一度三三分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五）から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一四一度二分〇二秒六〇・一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一二二度一七分四一秒五〇・一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇度三八分二秒〇・九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一二二度一九分五一秒一六・二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三二度二〇分三三秒四五・九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三三二度二六分一五秒一〇一・〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三三二度二〇分三三秒二二〇・〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三三二度二六分一五秒二四・〇メートルの地点

3 面積

七、四四一・六四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字大間平五三地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成十年一月二十二日付け青森県指令第一五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(T・P・プラス・〇・六六八)及び①の地点と⑩の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 下手浜港東防波堤灯台(北緯四二度三三分三七秒四〇、東経一四〇度五五分二八秒一五)から二八六度五一分〇五秒一九四・七メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一四一度二分〇二秒六〇・一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一二二度一七分四一秒五〇・一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇度三八分二秒〇・九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一二二度一九分五一秒二六・七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一二二度一七分一八秒七・七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三二度二〇分三三秒五九・四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三三二度二六分一五秒一〇一・〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三三二度二〇分三三秒一〇一・〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三三二度二六分一五秒三四・〇メートルの地点

3 面積

一〇、二〇四・三三平方メートル
四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第二十三号

昭和四十七年十月五日青森県告示第七百三十六号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

三の(三)を次のように改める。

(三) 基点及び補助点の表示(角度は方位角とする。)

- 基点一 ひとつ市大湊新町一五五番地(北緯四一度一六分三四秒、東経一四一度九分五八秒)の地点
- 基点二 基点一から二五四度〇〇分二五六メートルの地点
- 基点三 基点二から三四九度三〇分一五メートルの地点
- 基点四 基点三から二一八度三〇分三三七メートルの地点
- 基点五 基点四から二六八度〇〇分四五メートルの地点
- 基点六 基点五から一七八度〇〇分九〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一八二度三〇分一〇六メートルの地点
- 基点八 基点七から一七五度三〇分五八メートルの地点
- 基点九 基点八から一七九度〇〇分九八メートルの地点
- 基点一〇 基点九から一八八度三〇分九三メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から一八二度〇〇分八〇メートルの地点
- 基点一二 基点一一から一八五度〇〇分一四三メートルの地点
- 基点一三 基点一二から一七九度〇〇分三八メートルの地点
- 基点一四 基点一三から一八六度三〇分六〇メートルの地点
- 基点一五 基点一四から一九〇度三〇分一二二メートルの地点
- 基点一六 基点一五から一九五度〇〇分七九メートルの地点
- 基点一七 基点一六から二〇九度〇〇分一六三メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二〇五度三〇分二二一メートルの地点

- 基点一九 基点一八から一七六度〇〇分三〇メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二〇三度〇〇分三五〇メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から二二四度〇〇分八六メートルの地点
- 基点二二 基点二一から二〇八度〇〇分二〇五メートルの地点
- 基点二三 基点二二から二二一度〇〇分一〇五メートルの地点
- 基点二四 基点二三から二〇六度〇〇分二〇二メートルの地点
- 基点二五 基点二四から二〇二度〇〇分七三メートルの地点
- 基点二六 基点二五から二二〇度〇〇分一〇九メートルの地点
- 基点二七 基点二六から二二二度〇〇分二二八メートルの地点
- 基点二八 基点二七から一七七度〇〇分五四メートルの地点
- 基点二九 基点二八から一九七度〇〇分四二メートルの地点
- 基点三〇 基点二九から一九三度三〇分四八メートルの地点
- 補助点一 基点一から一六五度〇〇分五五メートルの点
- 補助点二 基点二から一五八度三〇分五五メートルの点
- 補助点三 基点四から九四度〇〇分七〇メートルの点
- 補助点四 基点六から九七度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点五 基点七から九一度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点六 基点八から八九度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点七 基点九から九二度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点八 基点一〇から九四度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点九 基点一一から九〇度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一〇 基点一二から八九度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一一 基点一三から九八度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一二 基点一四から九八度〇〇分一四〇メートルの点
- 補助点一三 基点一五から一〇五度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一四 基点一六から一一〇度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一五 基点一七から一二三度〇〇分一三〇メートルの点
- 補助点一六 基点一八から一一〇度〇〇分五〇メートルの点
- 補助点一七 基点一九から一〇七度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点一八 基点二〇から一一〇度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点一九 基点二一から一〇六度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二〇 基点二二から一〇七度〇〇分六〇メートルの点

- 補助点二一 基点二三から一〇九度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二二 基点二四から一一四度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二三 基点二五から一〇七度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二四 基点二六から一〇六度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二五 基点二七から八九度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二六 基点二八から一〇〇度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二七 基点二九から一一二度〇〇分六〇メートルの点
- 補助点二八 基点三〇から一一五度〇〇分六〇メートルの点

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、薄市地区の県営土地改良事業(一般農道整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十四年一月二十二日から同年二月十九日まで
- 三 縦覧の場所
中里町役場
市浦村役場

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平舘村土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年一月二十一日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

役員別の	氏名	住所	住所変更年月日
監事	小鹿三左エ門	旧住所 東津軽郡平舘村大字石崎字弥蔵釜一六の二 新住所 東津軽郡平舘村大字石崎字弥蔵釜一六の二	平成二・六・一